

**市内の空間線量率観測結果  
～9月も通常の範囲内でした～**

毎日午前9時  
に、上越地域消防  
事務組合管内の各  
消防署において、  
地上1メートルで測定した値  
(月間の平均値、最小値、最  
大値)は、いずれも通常の値  
である毎時0・016～0・  
16マイクロシーベルトの範  
囲内でした。



**「冬季の省エネルギー運動」  
を実施**

11月1日(月)から令和4年3  
月31日(木)まで、市役所や市の  
施設の暖房設定温度の目安を  
19度にします。市の会議や催  
しに参加する際は、暖かい服  
装でお越しください。また、  
期間中は職員がセーターやひ  
ざ掛けを着用して業務を行う  
こともありますので、ご理解  
ください。家庭や事業所でも、  
暖房設定温度に配慮するなど、  
省エネルギーにご協力をお願  
いします。  
また、省エネルギーと地球  
温暖化対策のため、できるだ

け徒歩や公共交通機関を利用  
しましょう。  
環境保全課 (☎025・5  
26・5111、内線2345)

**標準営業約款制度(Sマーク)  
をご存知ですか**

厚生労働大  
臣認可の約款  
に従って営業  
することを登  
録した、「理  
容店」、「美容店」、「クリーニ  
ング店」、「めん類飲食店」、「一  
般飲食店」では、店頭でSマー  
クを掲げています。登録店は、  
安心・安全・衛生を約束する  
信頼できるお店です。  
店を選ぶときは、「Sマー  
ク」を信頼できる店の目安と  
して活用しましょう。



**ためらわずAEDを  
使用しましょう**

AEDは、突然心臓が正常  
に拍動できなくなった心停止  
状態の心臓に対して、電気  
ショックにより心臓を正常な  
リズムに戻すための医療機器  
です。AEDの電源を入れ、

音声ガイドに従えば、電気  
ショックが必要かどうかを判  
断してくれます。  
●設置場所の確認を  
市の施設や「市民利用協力  
事業所」に設置されているA  
EDは、多くの事業所の皆さ  
んの協力により、緊急時に誰  
でも使用できます。  
市内のAEDの設置場所は、  
市ホームページで公表してい  
ます。万が一に備え、普段か  
ら設置場所を確認し、救命に  
役立てましょう。

**●市民の使用にご協力を**

市内でAEDを設置し、緊  
急時の使用と設置場所などの  
公表にご協力いただける事業  
所は、問合せ先へ連絡してく  
ださい。

健康づくり推進課 (☎02  
5・526・  
5111、内  
線1425)



**社会保険料(国民年金保険料)  
控除証明書の送付**

納付した国民年金保険料は、  
年末調整や確定申告の際に全  
額が社会保険料控除の対象と  
なります。日本年金機構から、  
保険料を支払ったことを証明  
する「社会保険料(国民年金

保険料)控除証明書」が送付  
されますので、控除を受ける  
際に添付してください。  
なお、家族の国民年金保険  
料を納付した場合も、納付し  
た人の社会保険料控除に加え  
ることができまますので、家族  
宛てに送付された控除証明書  
を納付した人の申告などに使  
用してください。

時送付時期(予定) 〃〇令和  
3年1月1日～9月30日まで  
の間に納付(過去の保険料や  
追納分を含む)した人:11月  
月上旬 〇10月1日～12月31日  
までの間に今年初めて納付し  
た人:令和4年2月上旬

上越年金事務所国民年金課  
(☎025・524・4112)

**子どもの権利を守ろう**

市では、子ど  
もの健やかな成  
長を願って、「子  
どもの権利に関  
する条例」を制  
定し、5つの権  
利を掲げています。  
次代を担う子どもたちが心  
豊かに成長できるよう、地域  
社会全体で子どもを守り、育  
っていきましょう。



●安心して生きる権利  
命を大切にされ、みんなに  
愛されながら、いじめや暴力  
から守られる

●自信をもって生きる権利  
自分らしく学んだり、遊ん  
だり、意見を言ったりできる

●地域社会に参加する権利  
地域のいろいろな行事に参  
加して、みんなと一緒に楽し  
むことができる

●知らされる権利  
知りたいことを正しく教え  
てもらえる

●誰もが等しく大切にされる  
権利  
子ども課 (☎025・52  
6・5111、内線1234)

**最低賃金が  
引き上げられました**

10月1日から県の最低賃金  
が時間額859円に引き上げ  
られ、県内の事業所で働く全  
ての労働者に適用されます。  
また、国では、最低賃金を  
引き上げ、生産性向上を図る  
取り組みに対する業務改善助  
成金や雇用調整助成金の要件  
緩和・拡充を行っています。

新潟労働局賃金室 (☎02  
5・288・3504)